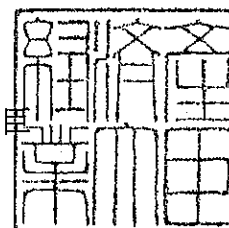


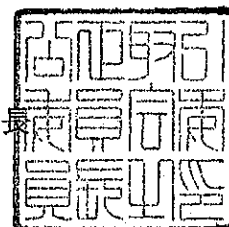
公取企第79号  
平成17・11・15中第1号  
平成17年12月8日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



### 下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、全体として緩やかに回復しており、中小企業の景況についても、総じて見れば、一進一退の中で改善の兆しが見られておりますが、地域により回復の度合いにばらつきが見られ、また、非製造業の中小企業を中心に回復の遅れが見られるなど、業種別にもばらつきが見られる状況となっております。

このような状況の中で、下請事業者においては、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等という経済構造の変化への対応が求められている一方、特に昨今においては、原油価格上昇の影響を受け、製造コストの増加や燃料価格の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況が少なからず見られるなど、経営環境の激変に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、このような状況を踏まえ、下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等不当なしわ寄せを受けることがないように、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の運用に努めてきたところであります。

具体的には、下請代金の支払遅延、下請代金の減額（下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額する行為）、買ったとき（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める行為）、割引困難な手形（長期手形）の交付、不当な経済上の利益の提供要請、不当なやり直し等の行為を行った親事業者に対して、下請代金の支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に努めております。

さらに、年末においては、金融繁忙期であることから下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されており、下請取引の適正化を一層強力に推進していくことが必要と考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、上記趣旨及び別紙1の事項について、改めて貴団体所属の親事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化について、引き続き強力に指導されるよう強く要請いたします。また、貴団体所属の下請事業者に対しましては、下請取引に関し親事業者による不公正な取引を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口にご相談するよう指導方お願いいたします。

【日本建設機械化協会 追記】

なお、上記文中の別紙1及び別紙2、また次掲示文の「下請け業者への配慮等について」の文中の「振興基準」（別紙参照）については、下記経済産業省のホームページを参照願います。

<http://www.meti.go.jp/>

「報道発表」→「2005/12/08 下請け取引の適正化に係わる通達の発出について」